

參考資料

【目次】

〔資料2〕

1. 地方公営企業法(抄) ……P. 4
2. 地方公営企業法施行令(抄) ……P. 5
3. 平成29年度 繰出基準通知(抄) ……P. 6
4. 地方交付税制度の概要 ……P. 11
5. 病院事業に係る主な地方交付税措置(平成28年度) ……P. 12
6. 新公立病院改革ガイドライン(抄) ……P. 13

〔資料2－②〕

1. 地域包括ケアシステム ……P. 16
2. 奈井江町の取組事例(第3回研究会提出資料抜粋) ……P. 17
3. 医療・介護サービス提供における全体像(イメージ) ……P. 19
4. 高齢者が入所する施設等の全体像 ……P. 20
5. 慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型(イメージ) ……P. 21
6. 地域包括ケアシステムのための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント ……P. 22
7. 社会保障WG(経済財政諮問会議(平成29年4月12日)塩崎臨時議員提出資料) ……P. 24
8. 病院事業債の概要 ……P. 25
9. 介護サービス事業債の概要 ……P. 26
10. 公共施設等の適正管理の推進のための財政措置 ……P. 27

〔資料3〕

1. 公立病院の経営形態の比較 ……P. 30
2. 旧公立病院改革における経営形態の見直しによる効果 ……P. 31

資料2関係

○地方公営企業法(抄)(昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号)

第三章 財務

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

○地方公営企業法施行令(抄)(昭和二十七年九月三日政令第四百三号)

(法の規定の全部又は一部を適用する場合の経過措置)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第十七条の二第一項第二号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

二 病院事業 山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所でその立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

附 則

14 法第十七条の二第一項第二号に規定する病院事業の経費で政令で定めるものは、当分の間、第八条の五第二項第二号に定めるものの経費のほか、病院及び診療所の建設又は改良に要する経費(当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする

○平成29年度の地方公営企業繰出金について(抄)(平成二十九年四月三日総務副大臣通知)

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

第5 病院事業

1 病院の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院の建設改良費(当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。)及び企業債元利償還金(PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては3分の2)を基準とする。)とする。

2 へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 不採算地区病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区病院(許可病床数150床未満(感染症病床を除く。))であつて、最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上であるもの又は直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のものその他の「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」(平成27年4月10日付け総財準第61号。以下「財政通知」という。)で定めるもの。)の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4 結核医療に要する経費

(1) 趣旨

結核医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第3号に規定する結核病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

5 精神医療に要する経費

(1) 趣旨

精神医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

6 感染症医療に要する経費

(1) 趣旨

感染症医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

7 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8 周産期医療に要する経費

(1) 趣旨

周産期医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療(小児救急医療を除く。)の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

10 救急医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された救急病院(以下「救急告示病院」という。)又は「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号)に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院事業若しくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常の診療に必要な施設を上回る施設)の整備(耐震改修を含む。)に要する経費に相当する額とする。

① 医療法第30条の4第1項に基づく医療計画に定められている災害拠点病院(以下「災害拠点病院」という。)

② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所 に所在する病院

③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等

ウ 災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等(通常の診療に必要な診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等を上回るものをいう。)の備蓄に要する経費に相当する額とする。

11 高度医療に要する経費

(1) 趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

12 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

13 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

14 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

15 保健衛生行政事務に要する経費

(1) 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

16 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

ア 趣旨

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1とする。

(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア 趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。)の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計(施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。)に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

(4) 公立病院改革の推進に要する経費

ア 趣旨

「公立病院改革の推進について」(平成27年3月31日付け総財準第59号)に基づく新公立病院改革プラン(以下「新改革プラン」という。)の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

- ① 新改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。
- ② 新改革プラン(当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」(平成19年12月24日付け総財経第134号)に基づく公立病院改革プラン(以下「前改革プラン」という。)を含む。以下③及び④において同じ。)に基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
- ③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費(④及び⑤の経費を除く。)とする。
- ④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等(財政通知に基づき再編・ネットワーク化計画を提出したものに限る。)に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(第71(2)の基準に関わらず、建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。)とする(ただし、⑤に定める出資を行う場合を除く。)
- ⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。

(5) 医師確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。

イ 医師の派遣を受けることに要する経費

(ア) 趣旨

公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費とする。

地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額 : 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

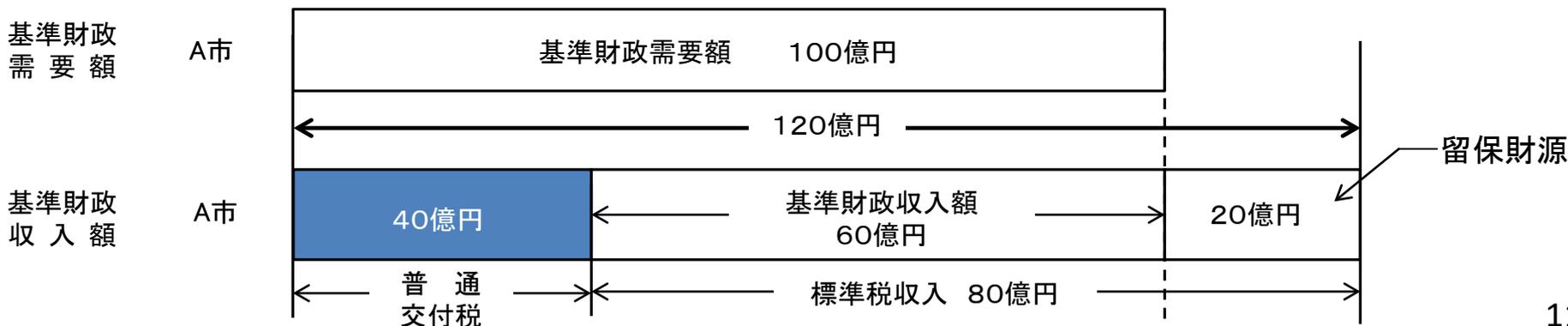
種 類 : 普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の 6%

普通交付税の額の決定方法 :

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)



病院事業に係る主な地方交付税措置(平成28年度)

1 普通交付税

区分	単価
病床割(1病床当たり)	755千円
救急告示病院分	1,697千円×救急病床数+32,900千円
事業割	(H13以前に基本設計等に着手した事業:2/3×60%)
	(H14に基本設計等に着手した事業:2/3×45%)
	H15年度以降に基本設計等に着手した事業
	(~H26年度債:1/2×45%)
	H27年度債~:1/2×50%

2 特別交付税

区分	単価	
①不採算地区病院(1病床当たり)	第1種	1,263千円
	第2種	842千円
②結核病床		1,813千円
③精神病床		1,392千円
④リハビリテーション専門病院病床		396千円
⑤周産期医療病床	第1種	4,259千円
	第2種	3,408千円
	第3種	2,252千円
	第4種	1,801千円
⑥小児医療病床		1,175千円
⑦感染症病床		4,107千円
⑧小児救急医療提供病院(1病院当たり)		9,571千円
⑨救命救急センター(1センター当たり)		150,586千円

注1「不採算地区病院」のうち、第1種は150床未満で最寄りの一般病院まで15km以上の一般病院、第2種は150床未満で直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5km以内の人口が3万人未満の一般病院をいう。

注2「周産期医療病床」のうち、第1種は新生児特定集中治療室等、第2種は新生児特定集中治療室等に準ずる室、第3種は新生児特定集中治療室等の後方病室、第4種は新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室のそれぞれが有している病床をいう。

○新公立病院改革ガイドライン(抄)(平成二十七年三月三十一日付け総務省自治財政局長通知)

第5 財政措置等

総務省は公立病院改革が円滑に進められるよう、改革の実施に伴い必要となる経費について財政上の支援措置を講じるとともに、公立病院に関する既存の地方財政措置について所要の見直しを行う観点から、次の措置を講じることとする。

1 公立病院改革に対する措置

新改革プランに基づく取組を実施することに伴い必要となる次の経費(原則として平成27年度から平成32年度までの間に生じるものを対象とする)について、財政上の措置を講じることとする。

(1) 新改革プランの策定に要する経費

平成27年度及び平成28年度における新改革プランの策定及びその後の実施状況の点検・評価等に要する経費を地方交付税により措置する。

(2) 再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備等に要する経費

公立病院の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を充当することとし、その元利償還金に対する普通交付税による措置を拡充する。

なお、前ガイドラインに基づく一般会計出資債の対象となる事業等の継続分については従前の例によるが、要件に該当する場合には新たな財政措置に移行することも可能とする。

(3) 再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う精算等に要する経費

① 新たな経営主体の設立等に際しての出資に要する経費

再編・ネットワーク化に伴う新たな経営主体の設立等に際し、病院の経営基盤を強化し健全な経営を確保するために行う出資(不良債務額を限度とする。)について、病院事業債(一般会計出資債)を措置する。

また、再編・ネットワーク化等に伴い、公立病院廃止等を行う場合の財政措置のあり方について、今後の各地方公共団体の取組内容等を踏まえ検討する。

② 施設の除却等経費

医療提供体制の見直しに伴い不要となる病院等の施設の除却等に要する経費に対する一般会計からの繰出金の一部を特別交付税により措置する。

③ 他用途への転用に伴う経費

病院施設の他用途への転用に際しては、既往地方債の繰上償還措置が必要な場合に借換債を措置するとともに、経過年数が10年以上の施設等の財産処分である場合には従来の元利償還金に対する普通交付税措置を継続する。

④ 退職手当の支給に要する経費

指定管理者制度の導入等に際し必要となる退職手当の支給に要する経費について、必要に応じて退職手当債による措置の対象とする。

(4) 許可病床削減時の普通交付税算定の特例

普通交付税の算定基礎を許可病床数から稼働病床数に変更する(下記2(2)参照)ことに伴い、削減許可病床数を有するものとして算定する既存の措置を見直し、地域の医療提供体制の見直しを推進する観点から、許可病床の削減数に応じた5年間の加算措置を講じる(平成28年度から実施)。

2 公立病院に関する既存の地方財政措置の見直し

公立病院に関する既存の地方財政措置について次のとおり見直しを行うこととする。

(1) 施設の新設・建替等を行う場合の地方交付税措置の見直し

公立病院施設の新設・建替等(医療機器整備を含む)に係る病院事業債に関しては、地域の医療提供体制に大きな役割・責任を持つ都道府県が、同意等に際して収支見通し等について十分検討を行うとともに、当該公立病院に係る機能・役割分担等の地域医療構想との整合性についても十分に検討を行い、適当と認められるものに地方交付税措置を行う。

(2) 病床数に応じた地方交付税算定の見直し

公立病院の病床数に応じた地方交付税措置については、算定の公平性の確保、稼働病床数の把握が可能となったこと等を踏まえ、算定の基礎となる病床数を許可病床数から稼働病床数に変更する。その際、措置額の減少を緩和する方策を講じる。

(3) 公立病院に関する地方財政措置の重点化

① 病院施設の整備費に係る措置

病院建物の建築単価が一定水準を上回る部分を普通交付税措置対象となる病院事業債の対象から除外する制度を継続するとともに、当面、全国的な建築単価の急激な上昇を反映するため措置対象となる単価を引き上げる。

② 不採算地区病院に対する措置

不採算地区病院の第2種の対象病院について、その適正化を図るため、人口集中地区以外に所在する公立病院から、周辺人口が少ない地域に立地する公立病院に見直す。

③ 公立病院に対する特別交付税措置の重点化

財政措置の重点化を図る見地から、公立病院に対する特別交付税措置について、病床数等に単価を乗じて算定する方式から、これと一般会計からの繰出額等とを比較する方式への見直しを検討する。

資料2-②関係

奈井江町立国民健康保険病院

開設：昭和37年5月

延床面積：6,489,46㎡

（うち3階1,150.62㎡は
サービス付高齢者向け住宅に改修）

構造：鉄筋コンクリート造
地下1階、地上4階

病床数：50床（一般18床、
医療療養Ⅱ32床）
※病床機能報告はいずれも
慢性機能病棟

診療科目：内科、整形外科、眼科、
小児科、外科（休診）

常勤医師：4名（内科3名、整形外科1名）

非常勤：内科、眼科、小児科

職員総数：82名（職員57名、パート25名）

基本理念：地域住民への質の高い医療サービスの提供と健康の保持増進のため、
地域に密着した病院として運営に取り組む。

併設施設：老人保健施設「健寿苑」、保健センター、
サービス付高齢者向け住宅「あんしん」



■サービス付高齢者向け住宅の整備

- 当院は、昨年4月に介護療養病床を廃止し、病床数を96床から50床に削減した。
- 従来2階と3階を病棟として利用していたが、これを2階に集約し、3階をサービス付高齢者向け住宅16室（定員25人）に転用した。
- 昨年12月中旬にオープンを迎えたが、病院内に住宅があるという安心感もあり、町内外から定員を超える皆さんにお申し込みをいただき、現在は満室の状況となっている。
- 当地域では年間150万円未満の年金受給者も多いことから、所得による4段階の家賃等設定をし、低所得者でも入居いただけるように配慮している。
- この住宅は、地方創生における「生涯活躍のまち構想（CCRC）」の交流拠点施設にも位置付け、地域住民との交流の場・社会参加の場としての活用など、いつまでも健康で生きがいを持って暮らしていただけるような運営を今後進めていきたいと考えている。



ラウンジ（交流スペース）



Bタイプ居室

病院事業債の概要

【病院事業債の概要】

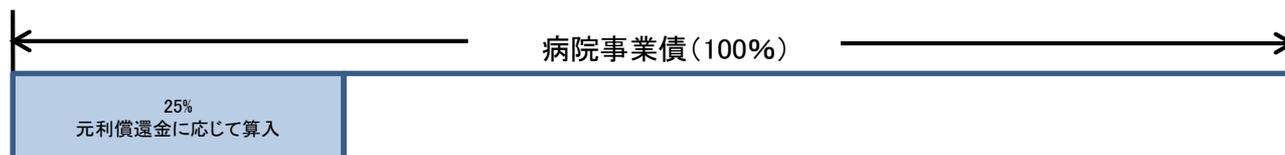
● 対象経費

- ① 病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等
- ② 医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等
- ③ 用途廃止施設の処分に要する経費

● 普通交付税措置

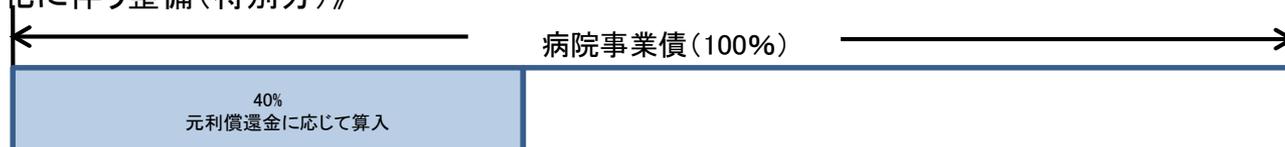
- 建設改良費等については、建物の建築単価が1㎡当たり36万円以下の部分に相当する額に係る病院事業債(特別分を含む。)の元利償還金について普通交付税を行う。
- 平成27年度以降に実施設計を行う病院施設の新設・建替等については、地域の医療提供体制の確保に大きな役割・責任を有する都道府県の十分な検討を踏まえて、適当と認められるものに対し普通交付税措置を行う。
- 上記③については普通交付税措置なし(既存建物を撤去しなければ、施設の増改築ができない場合を除く。)

《通常の整備》



※元利償還金の1/2について一般会計から繰出

《再編・ネットワーク化に伴う整備(特別分)》



※元利償還金の2/3について一般会計から繰出

【病院事業債の資金】

- 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金を充てることとしている。

※ただし、地方独立行政法人への貸付金にかかる病院事業債の資金については、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金

介護サービス事業債の概要

【事業の概要】

- 介護サービスを提供し、その対価として介護報酬を得て行う事業で、次の5つの施設に係るもの。
 - ① 老人デイサービスセンター ② 老人短期入所施設 ③ 特別養護老人ホーム
 - ④ 介護老人保健施設 ⑤ 訪問看護ステーション

【介護サービス事業債の概要】

- 対象経費
 - ① 介護報酬で運営される介護サービス施設(上記5施設に限る)及び職員宿舍の建設改良費等
 - ② 介護のために必要な機械器具の整備費等
 - ③ 用途廃止施設の処分に要する経費

【介護サービス事業債の資金】

- 地方公共団体金融機構資金及び民間等資金を充てることとしている。

公共施設等の適正管理に係る地方債措置

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、従来の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)

※①~⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

③ 除却事業

充当率:90%
(現行75%)

④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

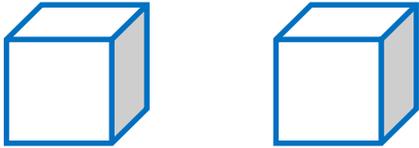
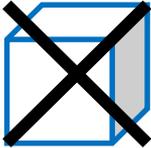
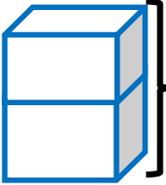
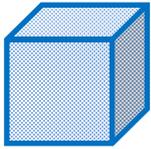
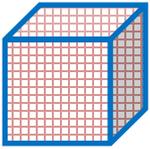
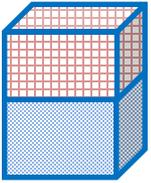
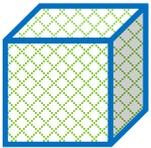
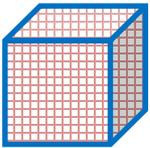
⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%
※立地適正化計画に基づく事業が対象

⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本
※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

集約化・複合化事業及び転用事業のイメージ

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 <p>公民館A (延床面積:200) (延床面積:200)</p>	 <p>廃止</p>  <p>集約化後施設 (延床面積:350)</p>	<p>公民館</p> <p>既存の同種の公共施設を統合し、<u>一体の施設として整備する。</u></p>
複合化事業	 <p>保育所A (延床面積:200)</p>  <p>高齢者施設B (延床面積:200)</p>	 <p>廃止</p>  <p>高齢者施設 保育所</p> <p>複合施設 (延床面積:350)</p>	<p>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した<u>複合施設を整備する。</u></p>
転用事業	 <p>学校A</p>	 <p>高齢者施設</p>	<p>既存の公共施設を改修し、<u>他の施設として利用する。</u></p>

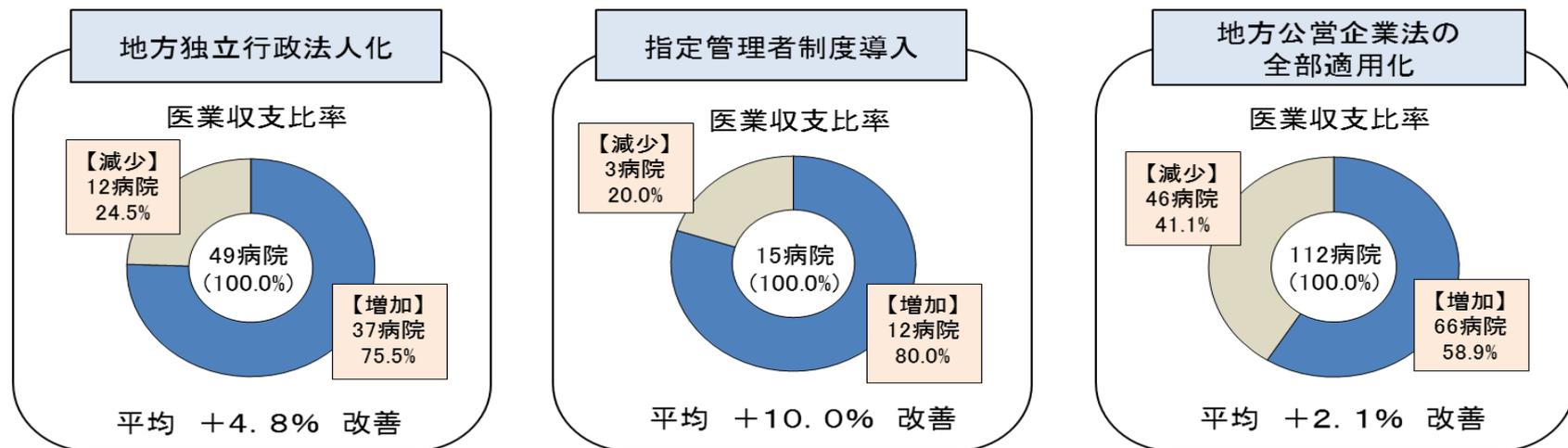
資料3関係

(参考) 公立病院の経営形態の比較

項目	地方公営企業			地方独立行政法人(公営企業型)
	財務規定等適用	全部適用	指定管理者 (利用料金制・代行制)	一般地方独立行政法人 (非公務員型)
職員の任用	地方公共団体の長が任免	管理者が任免	規定はなく指定管理者の裁量	理事長が任免
職員身分	地方公務員	地方公務員	非地方公務員	非地方公務員
定員管理	条例定数に含まれる	条例定数に含まれる	条例定数に含まれない	条例定数に含まれない
職員給与	一般の当該地方公共団体職員の給与に関する規定による	○生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況等を考慮 ○給与の種類及び基準は条例制定(給与の額、支給方法等の細目事項は管理規定)	規定はなく指定管理者の裁量	○独法の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したもの ○給与等の支給基準を定め、設立団体の長に届け出、公表
資産の取得、 管理及び処分	地方公共団体の長が資産を取得、管理及び処分(ただし、条例で定める重要な資産及び処分については予算で定めなければならない)	管理者が資産を取得、管理及び処分(ただし、条例で定める重要な資産及び処分については予算で定めなければならない)	規定はない	条例に定める重要な財産の譲渡又は担保に供するときは設立団体の長の認可が必要
予算 (年度計画)	地方公共団体の長が予算を調製し、議会の議決を経る	地方公共団体の長が、管理者が作成した予算の原案に基づいて予算を調製し、議会の議決を経る	規定はない	毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき年度計画を定め、設立団体の長に届け出、公表(評価委員会、議会の関与なし)
決算	地方公共団体の長が決算を調製し、議会の認定に付す(当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる)	○管理者が決算を調製し、地方公共団体の長に提出 ○監査委員の審査後当該委員の意見を付け、議会の認定	毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出	毎事業年度に財務諸表、事業報告書、決算報告書を作成し、設立団体の長に提出し、その承認を得る(承認に際し評価委員会の評価聴取)
会計制度	公営企業会計制度	公営企業会計制度	企業会計原則(病院会計準則)	公営企業型地方独立行政法人会計原則
資金調達手段等	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の経費につき一般会計等からの出資、貸付、負担金、補助等 ○国庫補助金 ○病院事業債 ○診療報酬 <p>なお、指定管理者制度については制度により下記の差異が生じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制…直接指定管理者側の収入となる。 ・代行制…地方公共団体の歳入としたうえで、必要な経費を指定管理者に委託料として支払う(委託料の全部又は一部を診療報酬交付金等の名称で支払う場合も消費税及び地方消費税の課税対象になることに留意が必要)。 			<ul style="list-style-type: none"> ○特定の経費に係る設立団体からの交付金 ○国庫補助金、地方公共団体からの補助金 ○設立団体からの長期借入金(転貸債) ○診療報酬

(参考) 旧公立病院改革における経営形態の見直しによる効果

1. 見直しの前後での医業収支比率(医業収入／医業費用)の改善状況



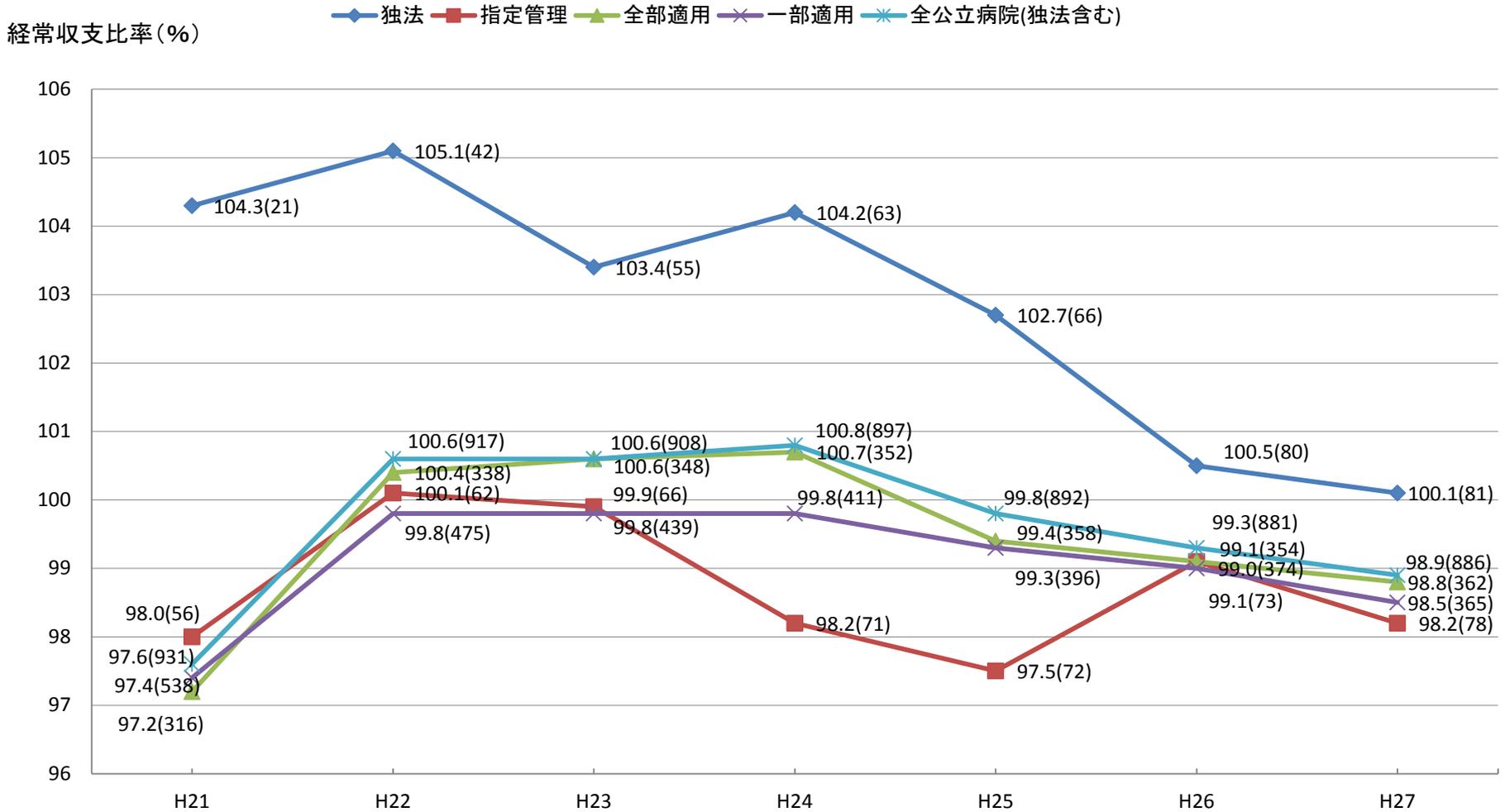
2. 見直しにより効果があったと回答した病院の割合

見直し後の経営形態 ()は回答数	経営の自主性に効果あり	経営の効率化に効果あり
地方独立行政法人 (48)	100.0%	87.5%
指定管理者制度 (15)	—	73.3%
地方公営企業法の全部適用 (100)	76.0%	68.0%

※ 1については、経営形態の見直しを行った公立病院のH20年度決算とH25年度決算を比較している。

※ 2については、公立病院改革プランのH24年度実績調査(H25年4月実施)における回答。指定管理者制度は、経営を指定管理者に委ねるものであることから、集計から除外している。

3. 経営形態見直し後の経営状況の推移



- ※ 経常収支比率は、各年度末時点の加重平均である。
- ※ 指定管理の経常収支比率は、地方公共団体の病院事業会計と指定管理者の決算を合算したものである。
- ※ ()は病院数(建設中を除く)である。

(出典)地方公営企業決算状況調査
地方独立行政法人に関する決算状況調査

4. 地方独立行政法人へ移行した公立病院及び指定管理者制度を導入している公立病院の状況

◎ 地方独立行政法人化病院の推移

	～H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
病院数 (全81病院)	8	3	10	21	13	8	3	14	1

※ 統廃合した病院は地方独立行政法人化年度の病院数から除く。

◎ 指定管理者制度導入病院数の推移

	～H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
病院数 (全78病院)	43	7	3	7	4	6	1	1	6

※ 廃止・直営化した病院は指定管理者制度導入年度の病院数から除く。

◎ 地方独立行政法人化病院の病床規模別病院数

	100床未満	100床以上 200床 未満	200床以上 300床 未満	300床以上 400床 未満	400床以上 500床 未満	500床以上
病院数 (全81病院)	5	15	18	15	14	14

※ 病床数は平成26年度の許可病床数

◎ 指定管理者制度導入病院の病床規模別病院数

	100床未満	100床以上 200床 未満	200床以上 300床 未満	300床以上 400床 未満	400床以上 500床 未満	500床以上
病院数 (全78病院)	21	24	16	9	5	3

※ 病床数は平成27年度の許可病床数

◎ H21～27年度に地方独立行政法人化した病院の 経営状況(H20→H27)

医業収支 比率の変化	～△10%	△10%～ △5%	△5%～ 0%	0%～5%	5%～10%	10%～ 15%	15%～ 20%	20%以上
病院数 (全62病院)	4	6	9	16	14	8	3	2

※ 平成27年度時点での地方独立行政法人の病院のうち、国立病院や民間病院から地方独立行政法人化したものを除く。

◎ H21～27年度に指定管理者制度を導入した病院の 経営状況(H20→H27)

医業収支 比率の変化	△10%～ △5%	△5%～0%	0%～5%	5%～10%	10%～15%	15%～20%	20%以上
病院数 (全20病院)	5	2	0	3	5	1	4

※ 平成21年度から27年度までの間に指定管理者を導入した28病院のうち、新設等により平成20年のデータがない8病院は除く。